

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成18年2月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う品目及びその概要は、以下のとおり。

文具類

- プラスチック製文具 8 品目及び紙製文具 4 品目について、判断の基準の見直し
- 平成 20 年度の検討において判断の基準の見直しを行う 17 品目について、備考に具体的に記載
- ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2、資料 4 - 1）

機器類（オフィス家具等）

- 分野名称を「オフィス家具等」に変更
- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に関する新たな判断の基準等を設定
- ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2、資料 4 - 1）

OA 機器

- 電子計算機を品目として追加
- ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2、資料 4 - 1）
- 電子式卓上計算機を品目として追加
- トナーカートリッジ及インクカートリッジを品目として追加
- コピー機等について、リユースに配慮したコピー機等または特定の化学物質についての使用が制限されたコピー機等であることを判断の基準に追加
- 磁気ディスク装置について、省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、判断の基準を見直し
- ディスプレイについて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定
- 省エネルギー法のトップランナー基準を準用している品目については、本年 10 月より導入された「多段階評価制度」の基準設定の考え方を踏まえ、判断の基準を毎年度見直す方針で検討中
- ➔ 「多段階評価制度の考え方に基づく判断の基準の見直しについて（案）」参照（参考資料 1）。トップランナー基準を準用している品目については、以下同様

家電製品

- テレビジョン受信機を品目として追加するとともに、地上デジタルテレビ放送への対応を備考に記載（平成 23 年 7 月にアナログ放送終了）
- 省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の判断の基準を見直し。併せて、電気冷蔵庫等の特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定

エアコンディショナー等

- 省エネルギー法のトップランナー基準の改定に伴い、エアコンディショナーの一部について判断の基準を見直し。併せて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表を判断の基準として設定
- 空冷式熱交換器への噴霧または散水による省エネルギー補助装置について、今後の技術開発や市場化の動向を踏まえ、品目への追加の検討を実施する旨備考に記載

ガス調理機器

- ガス調理機器のグリル部について判断の基準に追加

照明

- 電球形状のランプのうち LED ランプに係る判断の基準の定格寿命を 20,000 時間以上に見直し

インテリア・寝装寝具

- 布製ブラインドを品目として追加
- ふとんの判断の基準に打ち直しのわた 80%以上使用を追加

設備

- 節水装置（節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ）を品目として追加

公共工事

- フローリングを追加
- 再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）を削除
- 路上表層再生工法を削除
- 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）及び陶磁器質タイルの判断の基準の見直し
- 吸収冷温水機及び氷蓄熱式空調機器の判断の基準の見直し（冷房の成績係数の見直し）

- 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法の判断の基準に数値基準を設定
- 排出ガス対策型建設機械に「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」関連の備考を追加
- 変圧器の備考の見直し
- 路上再生路盤工法の備考の見直し

役務

- 輸配送を品目として追加
 - ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料２－２、資料４－１）
- 庁舎等において営業する小売業務を品目として追加
- 庁舎管理のうち常駐管理形態に係る判断の基準を追加
 - ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料２－２、資料４－１）
- 印刷に係る判断の基準及び配慮事項を追加
- 食堂に係る判断の基準の繰り返し利用できる食器については、会議等において提供される飲物についても適用される旨備考に記載

２．現段階において検討中の品目及び概要

現段階において、判断の基準等の詳細が決定しておらず引き続き検討を実施している品目（再掲を含む）または別途基準に関する検討が行われており、当該基準に即して見直しを検討する予定の品目及びその概要は、以下のとおり。

機器類（オフィス家具等）

- 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に関する軽量化の上限値について検討中

自動車

- 低公害車開発普及アクションプランの改定及び税制改正に合わせた判断の基準等の見直し
 - ➔ 改定が行われた場合は、その内容及び市場の動向を踏まえ、見直しについて検討を実施予定

インテリア・寝装寝具

- カーテンの判断の基準の見直しについて検討中

○ A 機器等のエネルギー消費機器について

- 省エネルギー法トップランナー基準を判断の基準に準用している品目について、多段階評価制度の考え方に基づく判断の基準の見直しを検討中
- 平成 19 年 4 月より国際エネルギースタープログラムの基準が変更されることに伴い、対象品目であるコピー機、複合機、プリンタ及びファクシミリの判断の基準の見直しを検討中

3 . 次年度引き続き検討予定の品目

次年度引き続き検討を実施する予定の品目等は、以下のとおり。

なお、省エネルギー法の特定機器等については、今後ともトップランナー基準の策定・改定を踏まえ、継続的に追加・見直しを実施。

物品

- LED を光源とする機器（電光表示板等）
- 再生プラスチックを使用したごみ袋
- 再生材料を使用した畳

役務

- 庁舎管理等の清掃
- 車検サービス、自動車整備
- 旅客輸送サービス
- 2 次電池再生サービス
- 食堂等において使用する箸

公共工事

- ロングリスト記載品目

冷媒や発泡剤等の HFC について

- 冷媒や発泡剤等のノンフロン化については、技術開発の動向、製品の供給状況等を踏まえ、引き続き検討を実施